

第3章 和解が生み出した政治対立 戦後イラクにおける排除と包摂のポリティクス

著者	山尾 大
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
シリーズタイトル	研究双書
シリーズ番号	608
雑誌名	和解過程下の国家と政治 : アフリカ・中東の事例から
ページ	97-126
発行年	2013
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00011272

第3章

和解が生み出した政治対立

——戦後イラクにおける排除と包摂のポリティクス——

山尾 大

はじめに

イラクでは、2003年の米軍侵攻によって、35年間続いたバアス党権威主義体制が崩壊し、制度的には民主主義体制が形成された。戦後、イラクを占領下においた米国は、「脱バアス党」(De-Ba'athification)政策によって、多数の旧体制幹部を新たな国家建設から排除した。だが、排除された旧体制勢力は、米軍の占領政策と新体制の統治に対する反対運動を展開し始めた。それにとってもなって治安が悪化した。2006年には暴力の連鎖が内戦を引き起こした。こうした内戦から脱却して国民を統合するために導入されたのが、「国民和解」(al-Muṣālaḥa al-Waṭāniya)政策であった。

ところが、内戦を克服するために導入された国民和解政策は、これまでのところ、芳しい成果を挙げているとは言い難い。それどころか、国民統合を進めるはずの和解が実践された後には、新たな政治対立さえ生まれている。戦後イラクにおいて、国民和解政策がうまく進まなかったのは、なぜだろうか。この問題については、これまで大きく2つの評価がなされてきた。

第1に、旧バアス党勢力を完全に排除するという政策に問題があった、という議論である。本章でも詳しく述べるように、米国が進めた脱バアス党政策は、旧体制幹部を中心に大量の人間を新たな国家建設のプロセスから排除

する結果となった。言い換えるなら、イラクにおいては、旧体制の犯罪を裁くための手段が、真実究明や正義（司法）・免責（和解）ではなく、排除という政策に限定された。こうした旧体制幹部を広範囲に排除する政策こそが、政治対立と国家の分断を生み出し、和解をも失敗させる原因となったというわけである（Duthie 2007; Ghanim 2011; Haddad 2011）。

第2に、イラクでは、真実和解委員会や司法などの和解を促進する制度が整えられなかったために、和解が失敗したという議論である。占領統治を敷いた米軍は、和解政策を明確に規定せず、和解を促進するための制度構築を進めることもなかった。それゆえに、和解が進展しなかったというわけである（Serkin and Sensibaugh 2009）。

こうした議論は、和解が失敗した要因を、米軍の占領統治下で導入された脱バース党政策と和解政策の不備という初期条件に求めている点で通底している。だが、戦後イラクの和解を考える場合、初期条件そのものよりも、和解政策が実際に運用されるなかでさまざまな問題が出現し、それが和解に当初の想定とは異なる帰結をもたらしたという点こそが、むしろ重要である。先行研究では、和解の初期条件に重点をおくあまり、和解が実践された後にどのような問題が生じたのかを議論の俎上に載せることはなかった。したがって、和解実践後に政治対立が激化した要因について、説得的に論を展開することに失敗している。この問題を考える手がかりを得るために、他国の事例をみてみよう。

たとえば、シエラレオネの和解を分析したショウは、国際的な移行期正義（transitional justice）⁽¹⁾のメカニズムがローカルな文脈に適用された時、和解の当初の目的が歪曲され、異なる帰結をもたらしたことを実証した（Shaw 2007）。グアテマラでは、和解政策が実施される過程で、真実委員会が政治的に利用されて対立を生み出した。長期化した対立は、脆弱な民主主義の基礎を破壊する分極化をもたらした（Isaacs 2010）。一方で、旧ユーゴスラヴィアの国際法廷を分析したスポティッチは、国際基準に基づく正義の仕組みが、内政において政敵を排除するために利用されたと結論付けた（Subotić 2009）。

これらの議論は、和解政策が実際に適用されるなかで、なんらかの要因によって当初は想定されなかった政治的帰結が生まれたことを明らかにしている。和解が政敵の排除のために利用されたというショウラの指摘は、戦後イラクの和解とその帰結を明らかにするうえで、きわめて示唆的である。つまり、和解の実態を理解するうえで重要なのは、初期条件そのものよりは、和解を当初の想定とは異なる帰結に導くことになった要因を明らかにすることにほかならない。

以上のような問題意識のもとで、本章では、戦後イラクで導入された国民和解が、いかなる帰結を生み出したのか、そして、和解を進めるはずの政策を実施した後に、政治対立が激化しているのはなぜなのか、という問題を明らかにしたい。

この問題を解明するために、本章では、以下のように論を展開する。まず第1節では、戦後イラクの国家建設のごく初期の時点で、旧体制幹部を排除した政治体制の構築が進められたことを明らかにする。第2節では、この「勝者の裁き」の結果生じた内戦に直面した新体制が、宗派対立を克服して国民統合を進めるために、国民和解政策を実践したことを明らかにする。とくに、新たに登場した和解が何を意味し、どのようなことが行われたのかという問題に焦点を当てたい。続く第3節では、和解政策がいかなる帰結をもたらしたのかを明らかにし、最後に、和解政策が当初の想定とは異なる帰結に至った要因を解明したい（なお、章末に付表として略語表を掲載した）。

第1節 「勝者の裁き」に基づく国家建設

本節では、はじめに外部介入によって体制転換が生じたイラクで、旧体制幹部の大規模な排除が行われたことを概観する。つぎに、選挙によって成立した新体制が、この旧体制幹部の排除をさらに進めていった過程を俯瞰する。これを通して、旧体制勢力の排除が国家建設の基本的な方針になったことを

明らかにする。

1. 脱バアス党政策と旧体制の排除

米軍の侵攻によってバアス党体制が崩壊したイラクでは、新たに国家建設を進めるうえで、旧体制下で生じた深刻な人権侵害をどう処理するのが最も重要な問題のひとつとなった。これに対して、イラクを占領統治下において米国が出した答えは、旧体制幹部を新たな国家建設から完全に排除する脱バアス党政策であった。戦後イラクの和解を考えるうえで、このことは決定的に重要な意味を持っている（戦後イラクの政治プロセスについては、表1を参照）。

脱バアス党政策を実施したのは、米国が主導する連合国暫定当局（Coalition Provisional Authority: CPA）であった。CPAは、旧バアス党勢力を排除し、旧国軍を解体した。具体的には、2003年5月に、バアス党を非合法化し、党指導部メンバーを「行政と社会の責任ある立場」から解任した。排除の対象となったのは、バアス党地域指導部（al-qiyāda al-quṭriya）、支部（far‘），支局（shu‘ba）、グループ（firqa）、および他部局の党幹部すべてである。彼らはパブリックセクターへの復帰が禁止された。それに加えて、省庁、国立病院、大学に職を得ていた国家公務員のうち上位3階級の地位にあった人々は、バアス党政権との関係が調査されることになった（CPA/ORD/1 16 May 2003/01）⁽²⁾。イラク戦争時点で約200万人いたと推定されるバアス党幹部の大部分が、排除のための審査対象になった（Allawi 2007, 149）。結果的に、すべての脱バアス党政策を合わせると、約30万人の党員が公職から追放され、約6000人から1万2000人の教師も排除された（Stover, Megally and Mufti 2005）。脱バアス党政策に続いて行われた国軍の解体は、約35万人もの失業者を生み出し、武器庫から大量に武器が流出する結果となった（Stansfield 2007, 168）。

さらに、CPAは、バアス党政権のシンボルを使用することを禁止した。そして、バアス党的要素は絶対的な悪であり、その排除こそが新たな国家建

表1 和解をめぐる政治プロセス

年	月	事項	排除と和解の動き
2003	4	米軍の侵攻によるバース党政権の崩壊	
	5	連合国暫定当局（CPA）設立	CPA、脱バース党政策を発表 CPA、国軍と警察機構、治安機関の解体を発表
	8	反米・反占領闘争が始まる	
2004	4	反米・反占領闘争が拡大する	CPAのプレマー長官が、脱バース党政策の部分的修正を発表
	6	アッラーウィー政権（イラク暫定移行政府）成立	アッラーウィー政権、脱バース党政策を部分的に修正し、元バース党員の登用を開始
2005	1	制憲議会選挙、第1回地方県議会選挙	
	4	ジャアファリー政権（イラク移行政府）成立	脱バース党政策の再強化が始まる
	11		第1回国民和解会議
	12	第1回国民議会選挙	
2006	2	シーア派聖地（サーマッラー）の爆破事件。これ以降、内戦が勃発	
	5		国民和解担当国務相のポストを新設
	6	第1次マーリキー政権成立	国民和解政策の開始 恩赦法の公布のための議論が国会で始まる
	7		国民和解法案が国会に提出される
	8		第2回国民和解会議 国民和解のプログラムの作成に着手、対話委員会などを通じた設置審議開始
	12	サッターム・フセイン処刑	
2007	7		第1次マーリキー政権、国民和解政策を進める
2008	2		問責・公正のための国民高等組織法（問責・公正法）を国会で決議。問責と公正のための国民高等組織（問責・公正組織）の新設
	3		第3回国民和解会議、恩赦法の施行を決定

表1 つづき

年	月	事項	排除と和解の動き
2009	1	第2回地方県議会選挙	
	5		イルビール和解会議、旧バアス党勢力との交渉の停止が決定
	12		問責・公正組織が、第2回国民議会選挙の出馬者の事前審査を開始
2010	2	選挙キャンペーン開始	事前審査の審議打ち切り、約500人の出馬禁止令
	3	第2回国民議会選挙 組閣のための合従連衡が継続 (~11月)	
	11	第2次マーリキー政権成立	イルビール会議、問責・公正組織による出馬禁止令の取り下げ合意
	12		S.ムトラクラの出馬禁止令の撤廃が国会で可決
2011	5		問責・公正組織のラーミー委員長、バグダードで暗殺

(出所) 各種報道をもとに、筆者作成。

設の基礎であるという政策を作りだしていった。実際、バアス党体制下の被害はきわめて甚大であった⁽³⁾。だからこそ、脱バアス党政策は当初、多くの国民の支持を受けた。こうして、旧バアス党勢力を排除することで、旧体制の被害者を救済し、それを基軸に新たな国家建設を進めることが第一義的に重要な政治課題に位置付けられた (TJWG 2003)。

だが、この脱バアス党政策は次の2つの問題を孕んでいた。第1に、脱バアス党政策は、紛争後の移行期正義においてしばしば行われるベッティング (vetting, 身元調査) ではなく、ページの性格が強かった点である。ベッティングとは、独裁体制や内戦下で生じた人権侵害の再発を防止するために、新体制の「公職に就いている人物、あるいは公職に就こうとしている人物の過去の行動を審査し、その人物が、移行期正義の観点から最も重要な要素に位置付けられる人権をどの程度尊重しているかを調べ、公職から排除することが正統であるかどうかを決定すること」(Duthie 2007, 17) である。だが、脱

バアス党政策においては、ベッティングで通常実施される過去の犯罪歴の審査や個人ベースの調査などは行われず、バアス党の特定の地位にいた党員は一律に排除された。特定の組織や集団に所属した人物を広範囲に排除するパーシに近い政策が採用されたのである (Duthie 2007, 18)。これが生み出した問題は深刻であった。たとえ旧体制の人権侵害に加担していなくとも、バアス党員であれば一律に排除されるという不平等感が蔓延したからである。

第2に、排除された旧体制勢力の多くが、スンナ派だったという点である。イラクはイスラーム教のスンナ派が4割強、シーア派が6割弱という宗派構成になっているが、旧体制下では少数派のスンナ派が政権の中枢を占める傾向が強かった (Marr 2004)。そのため、脱バアス党政策で排除された旧体制幹部も、スンナ派が多数を占めることになった。その結果、旧体制の排除政策が、スンナ派の排除と同一視され得る構造ができあがった。無論、スンナ派がみなバアス党員であったわけではなく (Dodge 2005, 15-16)、イラク政治を宗派対立の枠組みで理解することは適切ではない (山尾 2010a; 2011)。だが、旧体制の排除をスンナ派の排除と同一だと誤認していたCPAの政策が実行されるにつれて、排除された旧体制勢力もまた、脱バアス党政策はスンナ派の排除であるとの認識を持つようになったのである (Ghanim 2011; Allawi 2007, 149)⁽⁴⁾。旧体制の排除とスンナ派の排除を同一視する構造は、その後、大きな問題として露呈することになる。

2. 「勝者の裁き」に基づく国家建設

こうした旧体制排除の政策は、主権がCPAからイラク側に移譲され、2005年1月の制憲議会選挙を経て成立した新体制下で、さらに徹底されることになった。後述するように、2004年6月に成立したイヤード・アッラーウィー (‘Iyād ‘Allāwī) 首相率いるイラク暫定移行政府においては、脱バアス党政策を部分的に修正し、旧体制の国軍や警察幹部の復帰が進められた。ところが、制憲議会選挙を経て2005年4月に成立したイビラーヒーム・ジャアフ

アリー (Ibrāhīm al-Ja'fārī) 率いる新体制は、旧体制幹部を徹底的に排除した。

それにはもちろん理由があった。新体制では、シーア派を中心とする元亡命政党のイスラーム主義勢力 (イラク統一同盟) が政権を掌握したが、彼らは、旧バアス党に対してきわめて強い嫌悪感を持っていた。旧体制下で苛烈な弾圧を受け、長期にわたる亡命を余儀なくされてきたためである。だからこそ、新体制は、アッラーウィーが進めた旧バアス党勢力の復帰政策を強く批判し (*al-Hayāt*, 4 January 2005), 組閣においてアッラーウィーを排除した (山尾 2007, 258)⁽⁵⁾。こうして、「フセイン (バアス党) 政権下の軍人やバアス党員でも戦後新体制のなかで積極的に起用していこうとしてきたアッラーウィー元首相とは、戦後体制のあり方に対する考え方が全く異なる」政権が形成され、イラクは、「アッラーウィー暫定政府のフセイン体制部分否定政策から、全否定へ転換」(酒井 2005, 34) したのである。

バアス党完全排除政策の急先鋒に立ったのが、同じくシーア派イスラーム主義政党のサドル派であった。サドル派は、1980年代に国外に亡命した他のイスラーム主義政党とは異なり、イラク国内で反体制運動を続けた。1990年代以降は、バアス党政権の激しい弾圧を受けるようになったが、ついに亡命することはなかった (Yamao 2009)。イラク国内で旧バアス党政権の弾圧に耐え続けたという経験を持つがゆえに、サドル派は、「旧バアス党勢力との共存はありえない、彼らは新たな国作りにおいて常に排除されなければならない」と主張し続けたのである⁽⁶⁾。

以上のように、元亡命イスラーム主義政党率いる新体制は、旧バアス党勢力を新たな国家建設のプロセスから完全に排除していった。「与党」が中心になって開催された第1回国民和解会議 (2005年11月19日) では、旧体制下で被害にあった人々への補償が主たる議題となった⁽⁷⁾。新体制にとって、新たな国家建設が拠って立つ原理的政策は、旧体制下で生じた深刻な人権侵害を批判して、旧体制勢力を排除することであった。

かくして、選挙を経て形成された新体制下で新たにアラビア語に書き換えられた「脱バアス党」(Ijtithāth al-Ba'th) 政策は、旧体制を公的政治空間から

排除するという、いわゆる「勝者の裁き」として進められていった。これには国民の大多数からの支持が集まった。こうして「勝者の裁き」は正統性を獲得し、旧バアス党はタブー視されるようになったのである。

第2節 脱宗派对立に基づく和解

本節では、「勝者の裁き」への反発に起因する内戦が勃発し、それに対応するために、新たに国民和解政策が形成されたことを明らかにする。そのうえで、和解政策の名のもとに、どのような言説が掲げられ、実際にいかなることが行われたのかを分析する。

1. 「勝者の裁き」への反発と内戦

「勝者の裁き」が一定の正統性を有した一方で、脱バアス党政策という名の大規模なパージは、大きな不満も醸成した。排除されたバアス党員と軍人が、多数の失業者となったからである。彼らの不満は、CPA 統治期には反米・反占領闘争という形で爆発した (Diamond 2006, 182-183; Forman 2006, 204)。旧バアス党勢力と、国軍の元兵士が、反米闘争の担い手となり、旧体制の人的ネットワークを駆使して米軍への攻撃を開始した (Herring and Rangwala 2006; Allawi 2007)。2004年初頭から反米闘争が拡大すると、米軍は反米闘争の拠点となったファッルージャに軍事侵攻を行った。ファッルージャ侵攻は破滅的な犠牲をもたらし、反米感情はさらに強化された。旧体制の人権侵害に対する反感がいかに強かったとはいえ、脱バアス党政策という大規模なパージが行われたイラクでは、比較的早い時期から排除に対する大きな反発が同時に広がっていったのである。その結果、厳格な脱バアス党政策を強行することが困難になった CPA のポール・ブレマー (Paul Bremer) 長官は、2004年4月23日、政策の部分的修正を始めた。

この流れを引き継いだのが、2004年6月にCPAからの主権移譲によって形成されたイラク暫定移行政府であった。同政府でアッラーウィー首相は、脱バース党政策を部分的に修正し、旧バース党勢力の取り込みをはかった。元バース党員という経歴を持つアッラーウィーは、1990年代の亡命時代から、亡命下の元バース党反体制派のネットワークを構築してきた(Allawi 2007, 52)。こうした背景をもとに、脱バース党政策によって排除された元国軍兵士や旧バース党員などを取り込んでいった。さらに、長年にわたり構築してきたCIAとの関係に基づいて戦後イラクの治安機関のポストをおさえたアッラーウィーは、排除された元軍人を治安機関に再編しようとした(Herring and Rangwala 2006, 132-133)⁽⁸⁾。

ところが、こうした脱バース党政策を修正する試みは、上述のように、制憲議会選挙で成立したシーア派イスラーム主義政党率いる新体制下で終焉を迎え、旧体制の排除が進んだ。それゆえに、新体制下では、「勝者の裁き」によって排除された者たちの反発が拡大したのである⁽⁹⁾。彼らの不満は、制憲議会を率いたジャアファリー政権下で蓄積され、第1回国民議会選挙(2005年12月)後のシーア派聖地爆破事件(2006年2月)につながった。これをさかいに暴力の連鎖が激化し、治安が急激に悪化した⁽¹⁰⁾。暴力の連鎖は、最大で月間3千人超の犠牲者を出した。内戦の勃発である。

こうして戦後イラクの紛争は、脱バース党政策を導入した米軍に対する反米闘争から、「勝者の裁き」を徹底する新体制への反体制運動へと変容するなかで、内戦へと帰結したのである。

そして、「勝者の裁き」を徹底した新体制の中心を占めたのがシーア派イスラーム主義政党であり、排除された旧体制幹部の多くがスンナ派であったため、この内戦は、シーア派とスンナ派の宗派对立という構図に絡め取られるようになった。実際には宗派の違いが対立の直接的な要因になったわけではない。にもかかわらず、排除された旧体制勢力にとって、「勝者の裁き」はスンナ派の排除であると映った。その結果、激しさを増す内戦が国家と国民の分断を惹起する危機的な状況に陥った。

2. 遅れてきた和解

だからこそ、新体制は宗派対立を克服して国民統合を進めるために、国民和解という政策を必要とした。第1回国民議会選挙を経て2006年6月に成立したヌーリー・マーリキー (Nūrī al-Mālikī) 政権 (イラク統一同盟, 第1次マーリキー政権) 下で進められた国民和解政策は、次の4つの柱を持っていた。

第1の柱は、挙国一致内閣によって、国民統合を実現することである。スンナ派の排除が原因で内戦が勃発したと考える勢力が存在する以上、内戦から脱却するためには宗派間の和解を実現しなければならない。そのために、マーリキー政権は、両宗派の勢力を取り込んで挙国一致内閣を形成することを政策公約に掲げた (*BJ*, 13 August 2007; *al-Bayyina*, 19 August 2007)。国会でも、「国民和解の方法についての議論が審議のほとんどの時間を占めるようになり」、「和解はイラクの現状に即して行なわれなければならない、和解の枠組みを否定することは認められない」(*al-Bayyina*, 22 November 2007) という点がコンセンサスを獲得した⁽¹⁾。それに呼応するように、シーア派宗教界の最高権威アリー・スィスターニー (‘Alī al-Sīstānī) も、宗派対立の回避とイラク国民の統一を呼びかけるファトワー (宗教裁定) を出した⁽²⁾。こうして新体制下では、スンナ派やシーア派の差異を主張したり、宗派対立を促進したりする発言や政策は徹底的にタブー視され、脱宗派対立に基づく国民和解こそが、最優先されるべき課題となった。こうして、国民和解が国家建設の新たな基本政策となったのである。

第2の柱は、宗派対立を克服するために、拘束された旧体制幹部や政治犯に恩赦を与えることである。新体制には、旧体制幹部の排除をスンナ派の排除と同一視させないために、まずは政治犯として収容された旧体制勢力に恩赦を与えるという政策が必要であった。マーリキー政権は、「国民和解担当國務相」という閣僚ポストを新設し (2006年5月)、拘束中の旧体制幹部を部分的に釈放するための恩赦法 (Qānūn al-‘Afw al-‘Āmm) を実施するための制

度を整備し始めた。2006年7月19日、同国務相は国会に国民和解法案を提出し、それをもとに、ジャワード・ボラーニー (Jawād al-Būlānī) 内相が拘束中の旧バアス党勢力の釈放政策を立案した (山尾 2007, 261)。続いて、閣僚会議は、同年8月1日、国民和解の計画とプログラムの作成に着手し、国民和解のための対話委員会などを設置することを発表した⁴³。恩赦法の起草に乗り出したマーリキー政権は、2006年8月2日にバグダードで第2回国民和解会議を開催し、恩赦法の適用範囲を決定する審議を進めた (第1回国民和解会議は2005年11月19日に開催された)。こうして2008年3月の第3回国民和解会議において、旧バアス党勢力を含む6456人の釈放を核とした恩赦法の施行が決定された (RD, 18 March 2008)。

第3の柱は、脱宗派主義に基づく国民統合に包摂することができる旧体制幹部の線引きを明確にすることである。政治プロセスに復帰できる旧体制幹部と、そうでない者のあいだの線引きを明確にするために、脱バアス党法の改正審議が2007年半ばから始まった。2008年2月には、脱バアス党法に代わる新たな法律、「問責・公正のための国民高等組織法」(以下、問責・公正法)が国会で決議された。これによって、旧バアス党勢力の大規模な一斉パージという批判や、旧体制=スンナ派の排除という批判を回避しようとしたのである。同法は、次の2つの点を新たに定めた。

ひとつ目は、旧バアス党勢力のなかで、政治に復帰できる者の範囲を拡大した点である。CPAの脱バアス党法と問責・公正法を比較した表2が示すように、旧バアス党の「グループ」に属するメンバーで、局長や閣僚などの特別な地位についていなかった党員は、公職に復帰できる点が(問責・公正法第6条5項)、新たに規定された。これによって、「すべてのバアス党員を排除するのではなく、どのバアス党員が排除されるべきか、明確な線引き」(補記)を行おうとした。

ふたつ目は、「問責と公正のための国民高等組織」(al-Hay'a al-Waṭaniya al-'Ulyā li-Musā'ala wa al-'Adāla、以下、問責・公正組織)が形成され、脱バアス党政策を担う新たな独立組織となったことである(第2条1項)。議長はアフマ

表2 脱バース党政策の法規定の変化

	脱バース党法 (2003年)	問責・公正法 (2008年)
主体	・ CPA (連合国暫定当局)	・ 第1次マールキー政権, 国会, 最高裁
運営	・ CPA	・ 基本的には問責・公正組織 (独立機関) ・ 7名の幹部メンバーは, 最高裁と国会の承認が必要で, 本部をバグダード, 支部を各県に設置できる (2-9~11)
基本的認識	・ イラク人はバース党政権下で広範囲に及ぶ人権侵害と抑圧を受けた	・ 脱バース党法を基本とするが, 地方に派遣された選別組織 (hay'a tamayyaz) が旧バース党勢力の経歴を調査し, 排除の対象になるかを選別 (13~17)
目的	・ バース党のネットワークの破壊 ・ 人的コネクションの破壊 ・ 旧バース党勢力の復権を阻止	①バース党の思想的・行政的・政治的復帰の阻止 ②バース党組織の破壊 ③前政権の治安機関, 諜報機関の破壊 ④前政権の犯罪と犠牲者の解明, 法の裁きの実施 ⑤略奪された財産の保障 ⑥前政権の被害の記憶の保存 (3-1) ※バース党政権の幹部, 犯罪に加担した人物のデータベースを構築, これをもとに和解と補償を実現する (4-4)
公的政治への復帰禁止の対象	①地域指導部 ②支部 ③支局 ④グループ ・ 前政権の省庁, 国立大学, 病院などの上位3階級に属する人物への面談, 犯罪歴の調査 (犯罪歴がある場合, 政治復帰を禁止)	①地域指導部 ②支部 ③支局 ④グループ ※ただし, グループに属するメンバーで, 局長などの特別な地位についていなかった党員の政治復帰を認める (6-5) ※犯罪歴がなく, 党政策に加担していない党員の復帰は認める (9~12)
権限	・ ①~④に含まれる旧バース党勢力の取り調べと拘束	・ 脱バース党政策を遂行するために, 閣僚レベルの権限を有する (2-3)
補記	・ サッタームやバース党を彷彿とさせるシンボルの使用の禁止 ・ バース党幹部拘束への情報提供には報奨金	・ 排除の対象になるかの最終的決定は, 最高裁が行う (17) ・ 旧バース党勢力は基本的に排除の対象になるが, バース党が国民の末端までいきわたっていたことを鑑みると, どの党員が排除されるべきかの線引きが不可欠で, 問責・公正組織がこれを担当する。

(出所) CPA/ORD16 May 2003/01, QHWUMA (2008) をもとに, 筆者作成。

(注) 問責・公正法の欄にある () 内の数字は, 同法の条項番号を示す (例: 6-5は第6条5項)。

ド・チャラビー (Aḥmad Chalabī), 執行委員長にはチャラビーの影響下にあるアリー・ラーミー (‘Alī al-Lāmī) が任命された¹⁴⁾。この組織の目的は、旧バアス党を、イラクの国家や市民社会から、思想的・行政的・政治的・文化的・経済的に排除するために (第1条4項)¹⁵⁾、バアス党の幹部のうち犯罪に関与した人物をデータベース化することである (第4条4項), と定められた。このデータベースをもとに、旧バアス党勢力のなかでも、誰を新たな国家建設のプロセスに復帰させ得るかどうかという問題を、審議しようというわけである。こうして、パージと批判された旧体制幹部の排除を、適切なベッティング政策へと軌道修正しようとした。

第4の柱は、以上のプロセスを経て、排除された旧体制幹部のうち、政治プロセスへの参加が可能と判断された者を、軍や警察など公職に復帰させることである。マーリキー政権は、6500万イラク・ディーナールの特別予算を計上して交渉を進め、国軍将校を含む2万3000人を軍に復帰させる政策を提示した (AI, 3 February 2009; al-Ḥayāt, 14 February 2009)¹⁶⁾。そして、「国外で反体制活動を展開する旧バアス党イZZアト・ドゥーリー (Izzat al-Dūrī) 派、国軍将校などを中心に、現在のイラク政治プロセスに取り込んで国民和解を実現」 (al-Ḥayāt, 8 March 2009; SA, 8 March 2009) しようとした¹⁷⁾。その過程で条件となったのは、「マーリキー政権と国民和解政策に協力すること」であり、その最終的な目的は「宗派対立の克服と国民統合」であった (RD, 8 March 2009)。これに対し、イスラーム軍 (al-Jaysh al-Islāmī), 1920年革命旅団 (Katā’ib Thawra al-‘Ishrīn), ムジャーヒディーン軍 (Jaysh al-Mujāhidīn) などの国内の反体制勢力が、国民和解のための対話に参加を表明した (IPA, 24 March 2009)。21組織、750人が実際に首都に集結して国民和解政策に参加した。こうして、和解政策に一定の進展がみられるようになったのである。

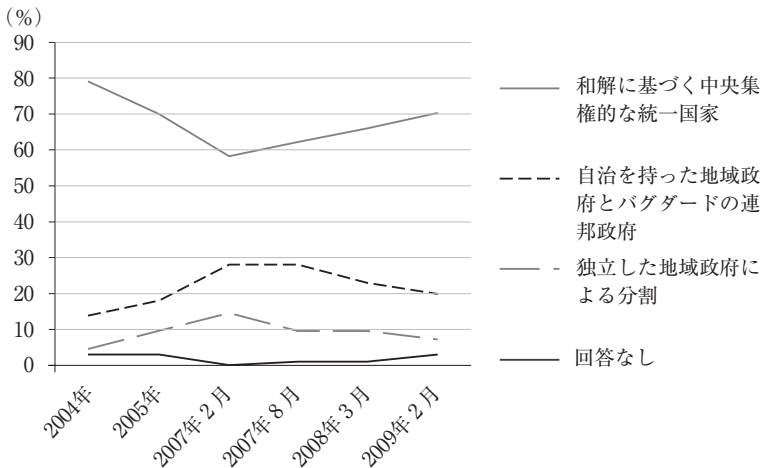
第3節 和解をめぐるポリティクス

本節では、以上のような国民和解政策が、その後のどのような政治的帰結を生み出していったのかという問題を、とりわけ2010年3月の第2回国民議会選挙をめぐるポリティクスに着目して明らかにする。

1. 和解をめぐる対立

和解政策の進展とともに、実際に国民のあいだでも緊張緩和が進んだ。2006年の内戦以来、完全に停止されていたスンナ派とシーア派の合同金曜礼拝が、実に3年ぶりにサーマッラー、カーズィミーヤ、およびアアザミーヤで実施された (*al-Hayāt*, 7 March 2009)。多くの有権者は、和解に基づく国民統合を支持していた (図1)。一定の秩序は回復され、内戦からの脱却が進

図1 和解と政治体制をめぐる世論の変化



(出所) ABC, BBC, NHK 世論調査 (http://news.bbc.co.uk/1/shared/bsp/hi/pdfs/13_03_09_iraqpollfeb2009.pdf 2009年8月21日閲覧) をもとに、筆者作成。

んだ。

ところが、以上のような国民和解政策には、大きな反対もあった。とくに国民和解政策の第3の柱である、旧体制幹部のなかで誰を政治復帰させるのかをめぐる論争は、次第に激しさを増していった。マーリキー政権が第3回国民和解会議（2008年3月）で恩赦法の実施を決定した際、2つの勢力がその決定に反対した。

第1に、旧バアス党勢力の取り込みに反対するサドル派である。サドル派は挙国一致内閣の「与党」に含まれていたが、戦後一貫して、旧バアス党勢力の部分的取り込みに強く反対していた⁽⁸⁾。それは、すでに指摘したように、国外で反体制運動を展開した勢力とは異なり、イラク国内にとどまったサドル派は、旧バアス党政権下で苛烈な弾圧を受け続けたためである。だからこそ、サドル派にとって旧バアス党との妥協は、どの政治組織にも増して困難だったのである。サドル派が、「国民和解は原則的に支持するが、問責・公正法に基づいて、犯罪者である旧バアス党員を政治プロセスに復帰させることには断固として反対する」(*al-Hayāt*, 2 June 2009)と明言したのは、このような背景があった。サドル派がこうした見解を声高に叫ぶことが可能であったのは、「勝者の裁き」が依然として力を持っていたからであった。

第2に、アッラーウィー元首相率いるイラーキーヤと、サーリフ・ムトラク (Şāliḥ al-Muṭlaq) 率いるイラク国民対話戦線、そしてイラク合意戦線をはじめとする「野党」勢力である。彼らは、国民和解を実現するためには、「野党」の要求を受け入れ、その利害を保障する形で政治参加を認める必要があると主張した (*al-Hayāt*, 27 May 2008)。恩赦法の実施のみでは、「野党」の要求を尊重したことにはならないため、このままでは国民和解政策が破綻することになる、というわけである。

こうして始まった政治対立は、2009年1月の第2回地方県議会選挙において、和解にどの程度旧バアス党勢力を取り込むかという選挙公約・政策をめぐる激しさを増していった。地方選挙では、マーリキー首相率いる法治国家同盟、サドル派、イラーキーヤとイラク国民対話戦線が、宗派對立を克服

した国民和解を重視したが、具体的な政策にはずれがあった。法治国家同盟は、「宗派を超えたイラク国民の統一を繰り返し呼び掛けた」(RN, 29 July 2008) ことが示しているように、一定の条件付きで旧バアス党勢力の復帰を認めつつ、宗派对立の克服と国民統合を重視した。一方で、サドル派は旧バアス党勢力の完全排除を主張した。イラーキーヤとイラク国民対話戦線は、旧バアス党勢力の政治参加をより広範囲に認めるべきである、との見解を提示した (*al-Hayāt*, 28 January 2009; 山尾 2009, 170-171)。このように、主要政党が掲げた和解政策の内容は、大きく異なっていた。

同選挙後、マーリキー政権は国民和解政策の第4の柱、すなわち旧体制勢力の取り込みを進めた。だが、こうした旧バアス党勢力取り込みの進展は、より大きな反発を生み出していった。イZZッディーン・カバーンチー (Izz al-Dīn al-Qabānchī) ISCI 幹部は、バアス党との和解は一切合法性を持たないと強く非難し (*al-Hayāt*, 14 March 2009)、ムワッフアク・ルバイイー (Muwaffaq al-Rubayī) 元安全保障評議会議長は、旧バアス党勢力との対話は、現在のイラクにおける国民和解にとってなんら利益にならないと一蹴した (*al-Hayāt*, 22 March 2009)¹⁹⁾。サドル派からの批判も辛辣であった。同派は、首相府のもとで積極的に旧バアス党勢力の取り込みを進める国民和解担当国務相の活動は違憲だと批判し、同ポストの廃止を要求した (*al-Hayāt*, 23 August 2009)。反対に、「野党」からはより広範囲な旧バアス党勢力の取り込みを行うための公正な基準を作ることが必要だとの批判が上がった (*al-Hayāt*, 26 June 2009; RN, 6 July 2009)。部分的な旧バアス党勢力の包摂政策は、マーリキー政権による選挙キャンペーンにすぎないというわけだ²⁰⁾。

こうした批判をうけて、マーリキー政権は、2009年5月頭のイルビール和解会議をさかんに旧バアス党勢力との交渉を停止した。マーリキー首相は、和解のために問責・公正法と恩赦法を施行することは重要だが、旧バアス党勢力を政治復帰させることは憲法上も道義上も適切ではないと述べた (*al-Hayāt*, 21 April 2009)。問責・公正組織も、旧バアス党体制の中枢にいたドゥーリー派との対話は憲法のレッドラインに抵触するとして、政治プロセス

への取り込みを中止することを発表した (*al-Hayāt*, 24 April 2009)。

このように、宗派对立を克服して国民統合を進める必要があるという点では合意があった。だが、国民和解政策を実際に実践していくなかで、次第に新たな政治対立が生まれていった。というのも、マーリキー政権下で「勝者の裁き」から和解へと政策の重点が移行した後も、旧バアス党を排除する動きが一定の正統性と影響力を持ち続けたからである。だからこそ、どの程度の旧バアス党勢力を包摂するかという具体的な政策内容をめぐっては、コンセンサスがなかなか形成されなかった(表3)²⁰⁾。言い換えるなら、国民和解のための政策を具体的にどのように進展させていくのか、この問題をめぐって新たな政治対立が勃発したのである。

2. 政治道具化する和解

こうした政治対立が勃発すると、新たな問題が露呈した。それは、「勝者の裁き」や和解政策そのものが政治対立の道具になる、という現象が新たに

表3 主要政党の和解をめぐる政策志向

		脱バアス党政策		国民和解	
		旧バアス党 勢力の 完全排除	旧バアス党 勢力の部分的 取り込み	脱宗派 対立	挙国一致 内閣
「与党」連合 (イラク統一同盟)	ダアワ党/ISCI	○	× [*]	○	○
	サドル派	○	×	○	△
「野党」連合	イラーキーヤ (アッラーウィー党首)	×	○	○	○
	イラク国民対話戦線 (ムトラク党首)	×	○	○	○
	イラク合意戦線	×	○	○	○

(出所) 各種報道をもとに、筆者作成。

(注) ^{*}ダアワ党、および ISCI は、当初、基本的に旧バアス党勢力の取り込みには反対していたが、次第に部分的な取り込みを承認していった。サドル派は一貫して旧バアス党勢力の取り込みを否定。

みられるようになったことであった。その過程を具体的にみていこう。

アッラーウィーやムトラク率いる「野党」勢力は、恩赦を実際に進めるなかで、自らの要求を通すために和解政策を利用し始めた²²⁾。「野党」は、150人の議員と12の政党からなる大連合を形成し、和解の名のもとに恩赦法の適用範囲の拡大と「野党」の政治権限の拡大を同時に要求した (*al-Hayāt*, 14 November 2008)²³⁾。「野党」は、新体制下で既得権益を拡大するために、和解政策を利用し始めたのである。

「勝者の裁き」と和解の政治的利用は、第2回国民議会選挙(2010年3月)において、新たな様相を呈することとなった²⁴⁾。それは、同選挙において、6分の1もの立候補者が旧バアス党員であるとして出馬禁止の措置を受けたことである。詳しくみていこう。

2009年12月中旬、問責・公正組織は突如として、国民議会選挙の出馬者リストの事前審査を開始した。立候補者が問責・公正法に違反しているか否かを調査し始めたのである。調査の結果、問責・公正法に抵触している(つまり旧体制の幹部である)として、立候補者の6分の1が出馬資格を取り消されることが発表された (*QD*, 15 December 2010)。この決定をうけて、選挙管理委員会は14政党、約400人の候補者を出馬禁止にすることを決定した (*al-Hayāt*, 7 January 2010)。

こうした決定が大きな問題に発展したのは、出馬禁止決定を受けた候補者に、イラーキーヤと連合を形成していたイラク国民対話戦線のムトラク党首や、イラク合意戦線のザーフィル・アーニー (Zāfir al-Ānī) 国対委員長をはじめ、有力な現職議員が多数含まれていたからである (*al-Hayāt*, 7 January 2010; 8 January 2010)。この出馬禁止令は、大スキャンダルへと発展した。その後、約1カ月以上にわたってムトラクら出馬禁止令を受けた議員と問責・公正組織が相互批判を繰り返した。ムトラクは、この決定がマーリキー政権によるアッラーウィーとムトラクを排除する策略だと批判した (*SA*, 2 March 2010)。問責・公正組織は、憲法の厳格な適用だと反批判した (*al-Hayāt*, 13 February 2010)²⁵⁾。事態は連邦最高裁への上告にまで進展した。だが、2010年

2月12日の選挙キャンペーン開始に際して裁判が打ち切れ、結果的に約500人の出馬が禁止された (INA, 12 February 2010)。出馬禁止の決定を受けたのは、イラーキーヤ72人、ボラーニー内相の統一イラク同盟67人、解放リスト20人など、ほとんどが「野党」の出馬者であった (ICG 2010, 29)。この決定に対して、ムトラクは選挙のボイコットを宣言したが、最終的には彼以外の候補者は出馬した (*al-Hayāt*, 20 February 2010; S, 26 February 2010)。

ムトラクらが出馬禁止令を受けたのは、なぜなのか。問責・公正組織によれば、彼らが旧バアス党と深い関係にあったためである。ムトラクらの経歴をみるかぎり、これはおそらく事実である。だが、彼らは現職議員であった。事前審査に基づく出馬禁止令が出されたのも、戦後に行われた地方と国政合わせて5回の選挙のうち、2010年の第2回国民議会選挙が初めてであった。なぜこのタイミングなのか、別の説明が必要である。

出馬禁止の決定は、マーリキー首相率いる「与党」が、アッラーウィーを中心とする「野党」連合の統合に危機感を強めたことに起因している。この第2回国民議会選挙前には、大幅な政党連合の組み換えが生じたが、この際、「与党」連合であるイラク統一同盟が大きく分裂した。反対に、アッラーウィーやムトラクを中心とする「野党」は、選挙で票の分散を回避するために、大連合を形成した。分裂した「与党」連合にとって、大連合を形成して選挙戦に参加する「野党」連合は、脅威に映ったのである (山尾 2010b)。

だからこそ、マーリキー首相は、統合して選挙に参戦する「野党」連合という政敵を排除しようとした。政敵を選挙戦そのものから排除するためには、脱バアス党政策という「勝者の裁き」は利用価値が高かった²⁹⁾。言い換えるなら、出馬禁止令は、勢力を拡大する「野党」連合に対して、その中核を担うムトラクを排除するための政権「与党」の政治的判断であった。マーリキー首相は、「政府の権限を行使してでも、旧バアス党員の選挙参加を徹底的に回避する」と述べて、国民和解を進めるためには、旧バアス党員であるムトラクらの出馬禁止は正統化され得ると主張した (Z, 11 November 2009)。マーリキー政権は、政敵を排除するために「勝者の裁き」を政治的に利用したの

である。

一方、アッラーウィー率いるイラーキーヤは、「すべてのイラク人のイラクのために」をスローガンにし、旧バアス党勢力の政治参加を容認する姿勢を取った。イラク人全体の和解こそが真の和解だ、というわけだ。言い換えるなら、「野党」は、「与党」が「勝者の裁き」を乱用していることを批判するために、和解を声高に掲げたのである。

政治道具としての「勝者の裁き」と和解は、選挙後の組閣段階でよりいっそう活用されることとなった²⁷⁾。第2回国民議会選挙は、票の分散と政治の分極化という結果に終わった。イラーキーヤが91議席を獲得して第1党に、マリーキー首相率いる法治国家同盟は89議席で第2党になった。だが、どちらも過半数（163議席）にはまったく届かない分極化した結果に終わった。

これに対して、問責・公正組織のラーミー委員長は、当選者のうち複数名に旧バアス党との関係が認められるとして、当選を取り消しにすることを連邦最高裁に提言した (*al-Hayāt*, 31 March 2010)。これをうけて最高裁は、当選者52人の当選を撤廃する判決を下した。52人中、アッラーウィー率いるイラーキーヤの当選者は22人にのぼった (*al-Hayāt*, 27 April 2010)²⁸⁾。マリーキー政権は、票を伸ばしたイラーキーヤを、「勝者の裁き」によって切り崩そうとしたのである。

ところが、組閣が暗礁に乗り上げると、この政策は一転した。選挙結果が分極化したなかで組閣を進めるマリーキー首相にとって、過半数を獲得するためには「野党」の協力が必要になった。だからこそ、マリーキー首相は、イラーキーヤを取り込むことが不可欠だと判断した。そこで、同首相は、今度は反対に、旧バアス党勢力を排除する「勝者の裁き」を批判し、脱宗派対立に基づく国民和解を重視する政策を前面に押し出すようになった。すなわち、問責・公正組織による出馬禁止政策を修正し、ムトラクやアッラーウィーを取り込んで挙国一致内閣を形成しようとしたのである²⁹⁾。こうした動きは、2010年11月に組閣をめぐる対立を解消するために行われたイルビール会議につながり³⁰⁾、そこで問責・公正組織の出馬禁止令を取り下げることが合意さ

れた (*al-Hayāt*, 15 November 2010)。今度は政敵を懐柔し、新体制に取り込むために、国民和解が利用された。

イルビール会議をうけて、マーリキー首相は、問責・公正組織のラーミー委員長に対して、ムトラクらの出馬禁止決定を見直すように要請した (*al-Jawār*, 12 November 2010)³¹。連邦最高裁も、問責・公正組織の出馬禁止令を再考することを発表した (*S*, 11 November 2010)。そして、2010年12月18日、問責・公正組織によるムトラクらの出馬禁止を正式に撤廃することが、国会で可決された³²。

「与野党」間の交渉において、ムトラクらの出馬禁止決定を取り下げることが、マーリキー首相再任のための条件であったことは明らかである。大統領と首相の就任を承認する条件として、ムトラクらの問責・公正法適用を取り下げることがイラーキーヤから要求された点 (*S*, 12 November 2010; *al-Hayāt*, 16 November 2010) (2010年11月11日国会審議)、出馬禁止を受けたはずのムトラクが、第2次マーリキー政権の副首相に任命された点は (*S*, 22 December 2010)³³、このことをよく示している。こうして、マーリキー首相は、いったんは「勝者の裁き」によって排除した政敵を、和解を掲げて取り込むことで、自らの政権を維持するという選択をしたのである。このように、「勝者の裁き」と和解は、各政治勢力のおかれた状況に応じて恣意的に選択され、政治闘争の道具として利用されるようになったのである。

結論

イラク戦争後には、旧体制勢力の大規模な排除を進める「勝者の裁き」が国家建設の基軸となった。だが、本章でみてきたように、それに対する反発が拡大し、治安の悪化が内戦につながった。それを克服するために国民和解政策が形成され、今度は和解が国家建設の新たな基軸となった。

ところが、「勝者の裁き」から国民和解へと政策の力点が移ってもなお、

「勝者の裁き」は残存した。旧体制勢力の排除には根強い支持があったからである。こうした状況のなか、「与党」は、体制を安定させる必要が生じた場合、和解政策を用いて旧体制勢力に恩赦を与えたり、政敵を取り込んだりした。反対に、政敵を排除する必要が生じた場合、「勝者の裁き」を利用した。一方の「野党」は、自らの政治的権限を拡大するために和解政策を利用し、反対に、政敵の政策を批判するために、「勝者の裁き」を用いたのである。

冒頭の問いに戻ろう。戦後イラクで導入された国民和解は、いかなる理由でどのような帰結をもたらしたのか。本章が導き出した答えは、各政治アクターがそれぞれの利害関係にしたがって和解政策を利用した結果、和解は政敵を排除するための政治道具となった、ということである。和解が政治対立のツールとなったからこそ、和解を進めるはずの政策が、逆に新たな政治対立を激化させていったのである。

だとすれば、和解が政治対立のツールになったのはなぜなのか。この問題を考えるうえで重要なのは、和解政策が開始されたタイミングである。

本章で繰り返し指摘してきたように、和解は、旧体制勢力の広範な排除が引き起こした内戦を克服するために導入された政策であった。こうして、国家建設の基軸となる政策は、「勝者の裁き」から国民和解へとシフトされるはずであった。だが、実際には和解に重点が移った後も、「勝者の裁き」が影響力を持ち続けた。というのも、内戦が拡大したタイミングで導入された国民和解政策の第一義的な目的は、国家建設にむけて安定した秩序を構築すること、言い換えるなら、内戦を終わらせることだったからである。すなわち、旧体制をタブー視するようになったイラクにおいては、内戦を克服して国民統合を進め、安定した秩序を構築できるかぎりにおいて、和解を通じた旧体制勢力への赦しや寛容、過去の犯罪の忘却は必要なかったのである。だからこそ、「勝者の裁き」は停止されず、イラク国内の政治アクターや国民からの支持を獲得し続けた。

その結果、「宗派対立や内戦を克服して国民統合をめざす和解」と、「旧体

制の排除をめざす勝者の裁き」という2つの政策が、ともに正統性を持って併存するようになったのである。換言すれば、国家建設の基軸となる政策の選択肢が、「勝者の裁き」=排除と、国民和解=包摂の2つに増えたのである。だからこそ、政治アクターが和解と「勝者の裁き」を、政治状況に応じて恣意的に使い分けることが可能な状況が生まれた。その結果、和解は政治アクターにとって魅力的で強力な武器となり、和解を進めるはずの政策が、政敵を排除するための政治道具となって政治対立を促進していったのである。

このことは、次のように言い換えることができる。つまり、国家建設にむけて平和を構築するために進められた交渉の過程で、国家建設の基軸となり得る複数の政策が競合する状況が生まれたことが、本章で取り上げたような政治対立に発展した、と。「勝者の裁き」と和解という、相反するベクトルを持った政策が、国家建設をめぐる競合したイラクでは、和解そのものが政治対立のツールになったのである。

平和を作り出すはずの和解が、国家建設をめぐる交渉のテーブルに挙がった時、それは政治アクターにとってきわめて魅力的な武器へと、容易に変容を遂げるのである。

[注] _____

- (1) 移行期正義については、Pham and Vinck (2007), Ambos (2009) を参照のこと。
- (2) CPA は、脱バース党政権の導入について、以下のように述べてその正統性を強調している。「イラク人は、バース党政権下で広範囲に及ぶ人権侵害を受け、長期にわたり抑圧されてきた。ゆえに、イラク社会がバース党のネットワークや行政における人的つながりに脅かされることを回避するためには、脱バース党政権が必要となる」(CPA/ORD/1 16 May 2003/01)。
- (3) バース党政権の支配体制についてはさまざまな研究があるが、なかでもその強権的な支配のメカニズムに着目した研究としては、「恐怖の共和国」という概念を提唱した Makiya (1998), 諜報機関や党の支配構造などを多角的に分析した CARDRI (1986) が有益である。
- (4) 脱バース党政権によって排除された人々の多くは、スンナ派のエリートであった。彼らが追放されたことで仕事の能力を持つ人間がいなくなり、戦後

- の政治は大混乱に陥った (Allawi 2007, 117-118)。
- (5) イラク統一同盟の主要政党であるイラク・イスラーム最高評議会 (Islamic Supreme Council of Iraq: ISCI) のアブドゥルアズィーズ・ハキーム ('Abd al-'Azīz al-Ḥakīm) 議長は、移行政府任命当日の所信演説で、バアス党員の完全排除を主張した (酒井 2005, 36)。また、2005年3月31日には、フサイン・シャフラスターニー (Ḥusayn al-Shahrastānī) 石油相 (当時) が、旧バアス党員の議会への参入を厳しく批判した (山尾 2007, 258)。
 - (6) 筆者によるサドル派国会対策委員長、ナッサール・ルバイイー (Naṣṣār al-Rubayī, 2010年から労働社会問題相) へのインタビューによる (2009年3月20日, 京都)。
 - (7) 本章で、与野党にカギカッコを付すのは、戦後イラクの政権が挙国一致内閣を主張しており、原理的には全党が与党であるが、実際は「与党」と「野党」の機能を果たしているためである。
 - (8) アッラーウィーは首相に就任すると、脱バアス党政策の行き過ぎが認識されつつあった脱バアス党政策を主導していたチャラビーを排除し (Allawi 2007, 283)、旧バアス党員の官僚、軍人を復帰させようとした (Allawi 2007, 337)。
 - (9) 旧バアス党勢力やスンナ派イスラーム主義勢力は、米軍占領下で形成されたシーア派を中心とする政権は正統性がなく、打倒すべきだとの声明を出していた (*al-Ḥayāt*, 2 December 2007)。
 - (10) 治安の悪化、内戦については、山尾 (2012) を参照のこと。
 - (11) 部族を中心に形成された覚醒評議会も、国民和解を支援した (*al-Ḥayāt*, 7 March 2008; 31 May 2008)。
 - (12) スィースターニーのファトワーに関しては、公式ホームページ (<http://www.sistani.org/>) 上の2006年11月26日、2007年2月2日付のファトワーを参照のこと。
 - (13) 国民和解担当国務相に加えて、国会には「国民和解と問責委員会」(Lajna al-Musālaḥa al-Waṭaniya wa al-'Adāla) が形成され、11人のメンバーが主として脱バアス党政策と和解をどのように進めるかを調整している。このように、和解にかかわる機関は複数存在し、権限の配分については明確ではない。
 - (14) チャラビーが議長を務めるのは、脱バアス党政策を2005年以降支配していたのが彼自身だったからである (Herring and Rangwala 2006, 134)。
 - (15) 問責・公正組織のそのほかの具体的な目的は、①バアス党の思想的・行政的・政治的復帰を阻止すること、②バアス党組織 (幹部から地方の細胞まですべて) を破壊すること、③バアス党政権の治安機関、諜報機関を破壊すること、④バアス党政権の犯罪とその犠牲を明らかにし、法の裁きにかけること、⑤略奪された財産の発見、⑥バアス党の被害という記憶を保存し、二度

とこのような独裁政権を作らないようにすることで規定された（第3条1項）。

- (16) 問責・公正組織のチャラビー議長は、今後は元バアス党の実務に就いていた元高級官僚も含め、500人ほどを政府の管理職や軍の幹部に戻し、給与の支払いを開始する方針を明らかにし、国防相は、前政権の軍事将校を国民和解の実施の文脈で復帰させることを認めた (*al-Hayāt*, 15 February 2009; *MN*, 15 February 2009)。
- (17) ニーナワー県では、前政権の国軍将校が会議を開催、マリーキー政権の和解政策に参加するかを協議した。旧バアス党の幹部については、ドゥーリー派は和解政策への参加と政権との対話を拒否したが、ユヌス・アフマド (Yūnus Aḥmad) 派は、参加を表明した (*Z*, 11 March 2009; 12 March 2009; *RD*, 11 March 2009)。
- (18) 同法案の採決時には、30人のサドル派議員が批判して議会を退場したため、審議が継続できなくなった (*AP*, 26 November 2007)。
- (19) スィースターニーは、脱バアス党を既定した憲法の尊重を主張し、代理人のサーフィーは、旧バアス党勢力の部分的取り込みが和解を妨げていると批判した (*al-Hayāt*, 4 April 2009; *Z*, 30 March 2009)。
- (20) イラク合意戦線は、マリーキー政権の国民和解政策と部族取り込み政策は、地方選挙の公約を実現している点で確かに良い方向に進んでいるが、それは2010年に実施される国民議会選挙の早すぎるキャンペーンかもしれないとの疑義を示した (*al-Hayāt*, 8 March 2009)。
- (21) それにともない、世論は次第に和解政策に懐疑的になっていった。2009年2月に行われた世論調査では、政治家が和解に積極的に取り組んでいないとの見解が53%を占め、積極的に取り組んでいるとの評価 (46%) を上回った (http://news.bbc.co.uk/1/shared/bsp/hi/pdfs/13_03_09_iraqpollfeb2009.pdf —2009年8月21日閲覧)。
- (22) たとえばイラク合意戦線は、アドナーン・ドゥライミー (‘Adnān al-Dulaymī) 同戦線議長の息子がテロに関与しているとの容疑で拘束された時、マリーキー政権に対して、これは国民和解を阻害する行為だと批判した (*al-Hayāt*, 21 August 2008)。
- (23) アアザミーヤの部族を中心に形成された部族評議会も、政府の和解政策の進展のためには、部族の政治参加が不可欠だとの見解を示した (*RN*, 3 November 200)。
- (24) 2010年3月の国会選挙については、山尾 (2010c) を参照のこと。
- (25) オディエルノ在イラク駐留米軍最高司令官は、問責・公正組織の行き過ぎた脱バアス党法の適用はさらなる混乱を招くだけでなく、ラーミーなどの同組織幹部はイランの影響下にあると主張し、問責・公正組織を批判した

- (*al-Hayāt*, 18 February 2010)。
- (26) たとえこれが政権与党の政治的な判断によるイラーキーヤ崩しだったとしても、国民からの一定の支持を獲得していたことだけは間違いはない。というのも、問責・公正組織による旧バアス党員の出馬禁止決定が発表されてから、全国でそれを支持するデモが頻発したからである (*INA*, 8 February 2010; *S*, 11 February 2010)。このことは、現在もなお旧バアス党勢力の排除は国民の支持を獲得できる、という事実を如実に示している。
- (27) 組閣をめぐる対立については、山尾 (2010c) を参照のこと。
- (28) 最終的には当選者の当選取り消しは行われなかった (*al-Hayāt*, 5 May 2010)。
- (29) イラーキーヤは、チャラビー議長とラーミー委員長が、政敵を排除する手段として問責・公正組織を恣意的に利用しており、それを私物化していると強く批判した (*al-Hayāt*, 3 December 2010)。
- (30) そこでは、アッラーウィーが「和解とはイラクという国家に住むイラク人すべてが平等に、かつ選挙の結果に基づいて、政治に参加する政府を形成することを意味する」 (*al-Hayāt*, 9 November 2010) と発言し、選挙の結果によっては旧バアス党員もイラク人に含まれることが原則合意された。
- (31) 一連の政治対立の渦中の人物であったラーミー委員長は、2011年5月26日、バグダード市内で何者かによって暗殺された (*S*, 27 May 2011)。政府は、5月31日に犯人を拘束したと報道したが、ラーミーの遺族は、マーリキー政権が組閣時点で不要になったラーミーを政治的・物理的に抹殺することを意図したものだたと強く非難した (*al-Hayāt*, 1 June 2011)。
- (32) マーリキー首相率いる法治国家同盟が賛成に回ったことで、出席議員170人中109人が廃止に賛成し、圧倒的多数で可決された (*al-Hayāt*, 19 December 2010)。
- (33) 一方で、治安関係の閣僚人事において対立し続けるアッラーウィーに対しては、和解を侵害したとの批判を新たに作り上げた。具体的には、マーリキー政権は、2004年11月の米軍のファッルージャ侵攻を許可したのは当時のアッラーウィー首相の責任だと批判し、この責任を取ることは和解の進展にとって重要であると主張した (*al-Hayāt*, 5 April 2011)。

〔参考文献〕

<日本語文献>

酒井啓子 2005. 「イラク移行政権と国民議会構成にみる戦後イラクの政治勢力」
『アジア研ワールド・トレンド』11(7) 33-40.

- 山尾大 2007. 「戦後イラクの政治変動とシーア派最高権威の国民統合論——スー
スターニーのファトワから」『イスラーム世界研究』 1 (2) 210-269.
- 2009. 「イラク・ナショナリズムが勝利した日——2009年1月31日イラク地
方県議会選挙の分析」『イスラーム世界研究』 2 (2) 152-175.
- 2010a. 「政党の合従連衡がもたらす宗派対立の回避——戦後イラクの政党
政治と権力闘争 (2003年~2008年8月)」佐藤章編『新興民主主義国におけ
る政党の動態と変容』アジア経済研究所 101-131.
- 2010b. 「イラク国会選挙 (2010年3月7日) と分極化するイラク政治」『中
東研究』 (508) 60-74.
- 2010c. 「多数派形成ゲームとしてのイラク選挙後危機——2010年3月国会
選挙後の権力分有をめぐる合従連衡」『中東研究』 (510) 76-91.
- 2011. 「現代イラクのイスラーム主義運動——革命運動から政権党への軌跡」
有斐閣.
- 2012. 「イラク覚醒評議会と国家形成——紛争が生み出した部族の非公的治
安機関と新たな問題 (2003~2010年3月)」佐藤章編『紛争と国家形成——
アフリカ・中東からの視角』アジア経済研究所 101-136.

<外国語文献>

- Allawi, Ali 2007. *The Occupation of Iraq: Winning the War, Losing the Peace*. New Haven
and London: Yale University Press.
- Ambos, Kai 2009. "The Legal Framework of Transitional Justice: A Systematic Study
with a Special Focus on the Role of the ICG." In *Building a Future on Peace and
Justice: Studies on Transitional Justice, Peace and Development*, edited by Kai Am-
bos, Judith Large and Marieke Wierda. Heidelberg: Springer, 19-103.
- CARDRI (Committee Against Repression and for Democratic Rights in Iraq) 1986. *Sad-
dam's Iraq: Revolution or Reaction?* London and New Jersey: Zed Books.
- Diamond, Larry 2006. "What Went Wrong and Right in Iraq." In *Nation-building: Be-
yond Afghanistan and Iraq*, edited by Francis Fukuyama. Baltimore: The Johns
Hopkins University Press, 173-195.
- Dodge, Toby 2005. *Iraq's Future: the Aftermath of Regime Change*. London and New
York: Routledge.
- Duthie, Roger 2007. "Introduction." In *Justice as Prevention: Vetting Public Employees in
Transitional Societies*, edited by Alexander Mayer-Rieckh and Pablo de Greiff.
New York: Social Science Research Council, 17-38.
- Forman, Johanna M. 2006. "Striking Out in Baghdad: How Postconflict Reconstruction
Went Awry." In *Nation-building: Beyond Afghanistan and Iraq*, edited by Francis
Fukuyama. Baltimore: The Johns Hopkins University Press, 196-217.

- Ghanim, David 2011. *Iraq's Dysfunctional Democracy*. Santa Barbara: Praeger.
- Haddad, Fanar 2011. *Sectarianism in Iraq: Antagonistic Visions of Unity*. London: Hurst & Company.
- Herring, Eric, and Glen Rangwala 2006. *Iraq in Fragments: The Occupation and Its Legacy*. Ithaca, New York: Cornell University Press.
- ICG (International Crisis Group) 2010. *Loose Ends: Iraq's Security Forces between U.S. Drawdown and Withdrawal*. No. 99, 26 October 2010.
- Isaacs, Antia 2010. "At War with the Past? The Politics of Truth Seeking in Guatemala." *The International Journal of Transitional Justice* (4), 251-274.
- Makiya, Kanan 1998. *Republic of Fear: the Politics of Modern Iraq*. Berkeley: University of California Press.
- Marr, Phebe 2004. *Modern History of Iraq*. 2nd ed. New York and London: Westview Press.
- Paris, Roland and Timothy D. Sisk eds. 2009. *The Dilemmas of Statebuilding: Confronting the Contradictions of Postwar Peace Operations*. Abingdon and New York: Routledge.
- Pham, Phuon and Patric Vinck 2007. "Empirical Research and the Development and Assessment of Transitional Justice Mechanisms." *The International Journal of Transitional Justice* (1), 231-248.
- Serkin, Jeremy and Heather Sensibaugh 2009. "How Historical Events and Relationships Shape Current Attempts at Reconciliation in Iraq." *Wisconsin International Law Journal* 26 (4), 1033-1077.
- Shaw, Rosalind 2007. "Memory Frictions: Localizing the Truth and Reconciliation Commission in Sierra Leone." *The International Journal of Transitional Justice* (1), 183-207.
- Stansfield, Gareth 2007. *Iraq: People, History, Politics*. Cambridge and Malden: Polity Press.
- Stover, Eric, Hanny Megally and Hania Mufti 2005. "Bremer's 'Gordian Knot': Transitional Justice and the U.S. Occupation of Iraq." *Human Rights Quarterly* 27 (3), 830-857.
- Subotić, Jelena 2009. "The Paradox of International Justice Compliance." *The International Journal of Transitional Justice* (3), 362-383.
- Yamao, Dai 2009. "An Islamist Social Movement under the Authoritarian Regime in Iraq during 1990s: A Study on the Shi'ite Leadership of Šādiq al-Šadr and its Socio-political Base." *AJAMES* 25 (1), 1-29.

<定期刊行物>

- al-'Adāla* (The Organ of the ISCI, Web 版 <http://www.aladalanews.net/home/>).
- AI: Aṣwāt al-'Irāq* (Web 版 <http://www.aswataliraq.info/>).
- AP: Associated Press* (Web 版 <http://www.ap.org/>).
- al-Bayyina* (The Organ of the Iraqī Ḥizb Allāh Movement).
- BJ: al-Bayyina al-Jadīda* (The Organ of the Sadrist Movement).
- al-Ḥayāt* (Web 版 <http://www.daralhayat.com/>).
- INA: Wikāla Anbā' al-'Ilām al-'Irāqī* (Web 版 <http://al-iraqnews.net/new/>).
- IPA: Independent Press Agency (Wikāla al-Ṣaḥāfa al-Mustaḥilla)* (Web 版 <http://www.ipairaq.com/>).
- Al-Jawār* (Web 版 <http://www.aljewar.org/>).
- MN: Mawsū'a al-Nahrayn* (Web 版 <http://www.nahrain.com/>).
- QD: Qānūn al-Dawla* (Web 版 <http://qanon302.com/news/>).
- RD: Rādiyū Dijla* (<http://www.radiodijla.com/>).
- RN: Rādiyū NAWA* (Web 版 <http://radionawa.com/ar/>).
- S: al-Sūmāliya* (Web 版 <http://www.alsumarianews.com/ar/>).
- SA: al-Sharq al-Awsaṭ* (Web 版 <http://www.asharqalawsat.com/>).
- Z: al-Zamān* (Web 版 <http://www.azzaman.com/>).

<法律・政府刊行物>

- CPA/ORD/1 16 May 2003/01. *De-Ba'thification of Iraqi Society* (16 May 2003).
- QHWUMA: *Qānūn al-Hay'a al-Waṭaniya al-'Ulyā li-l-Musā'ala wa al-'Adāla* (3 February 2008).
- TJWG (Transitional Justice Working Group) 2003. *The Future of Iraq Project, The Road to Re-establishing Rule of Law and Restoring Civil Society* (United States, Department of State).

付表 略語表

略語	正式名称	日本語訳
CPA	Coalition Provisional Authority	連合国暫定当局
ISCI	Islamic Supreme Council of Iraq (al-Majlis al-A'lā al-Islāmī al-'Irāqī)	イラク・イスラーム最高評議会
問責・公正組織	al-Hay'a al-Waṭaniya al-'Ulyā li-Musā'ala wa al-'Adāla	問責と公正のための国民高等組織
問責・公正法	Qānūn al-Hay'a al-Waṭaniya al-'Ulyā li-l-Musā'ala wa al-'Adāl	問責・公正のための国民高等組織法

(出所) 筆者作成。